

議会議案第一号

石川県議会委員会条例の一部を改正する条例

石川県議会委員会条例（昭和三十一年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。  
 第二条中「所管は次に」を「所管事項は、次に」に改め、同条の表を次のように改める。

名称	委員の定数	所管事項
総務企画委員会	十一人	総務部、企画振興部、会計管理者、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会 の所管に属する事項並びにこれに関連する事項並びに他の常任委員会の所管に 属しない事項
厚生文教委員会	十一人	健康福祉部及び教育委員会の所管に属する事項並びにこれに関連する事項
環境農林建設委員会	十一人	環境部、農林水産部、土木部、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及 び収用委員会の所管に属する事項並びにこれに関連する事項
商工労働公安委員会	十人	商工労働部、公安委員会及び労働委員会の所管に属する事項並びにこれに関連 する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会議案第二号

石川県議会議規則の一部を改正する規則

石川県議会議規則（平成三年石川県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。  
別表議案等調整会議の項中「議案等調整会議」を「意見書等調整会議」に、「議員提出議案（条例、意見書及び決議）」を「意見書及び決議」に改め、同表に次のように加える。

改革推進会議	議会議案の推進のための協議を行うこと。	議長が指名した者	会長
広報広聴会議	議会の広報及び広聴のための協議を行うこと。	議長が指名した者	会長
政策調査会	議会の政策立案及び政策提言のための協議を行うこと。	意見書等調整会議の構成員及び常任委員会委員長	会長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。